

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止

揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除すること。

(租税特別措置法第 88 条の 8 等関係)

二 地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止に伴う措置

政府は、地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止に伴う地方揮発油譲与税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

(改正法附則第 81 条関係)

三 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。